

## 国の特定地方行政機関の事務等の移譲 に関する法律案（仮称）（骨子）

内閣府地域主権戦略室

### 1 目的

この法律は、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うようするため、国の特定地方行政機関の事務及び事業（以下「事務等」という。）の特定広域連合等への移譲についての基本理念、事務等移譲基本方針の策定、事務等移譲計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定が行われた場合において適用される事務等の移譲措置、事務等移譲推進本部の設置等について定めることにより、国の特定地方行政機関の事務等の地方公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 2 基本理念

- ① 事務等の特定広域連合等への移譲は、国と特定広域連合等との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。
- ② 事務等の特定広域連合等への移譲は、当該特定広域連合等の区域内における住民の福祉の向上に寄与することを旨として、行われなければならない。
- ③ 事務等の特定広域連合等への移譲は、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。

### 3 対象

#### （1）制度を利用する主体

2 以上の都道府県が加入する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないこととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。）を包括するもの（以下「特定広域連合」という。）並びに北海道及び沖縄県（以下「特定広域連合等」という。）とする。

## (2) 移譲対象

経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所に係る事務等のうち政令で定めるものとする。

## 4 国及び特定広域連合等の責務

- ① 国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施に関し必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。
- ② 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのっとり、国に対し、移譲事務等に係る国の施策の企画及び立案並びに移譲事務等に関連する国の事務等の実施に関し必要な情報の提供その他必要な協力をしなければならない。
- ③ 認定を受けた特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、2の基本理念にのっとり、当該特定広域連合が移譲事務等をより効果的かつ効率的に実施するため、移譲事務等とこれに関連する当該特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。

## 5 事務等移譲基本方針の策定

- ① 政府は、特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する基本的な方針（以下「事務等移譲基本方針」という。）を閣議決定により定める。
- ② 事務等移譲基本方針には、以下の事項を定める。
  - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の意義及び目標に関する事項
  - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
  - ・6①の事務等移譲計画の認定に関する基本的な事項
  - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関し政府が講ずべき措置についての計画
  - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の評価に関する基本的な事項

等

## 6 事務等移譲計画の認定

- ① 特定広域連合等は、事務等移譲基本方針に即して、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲対象特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する計画（以下「事務等移譲

計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。(特定広域連合を設置しようとする地方公共団体は、広域連合設置の手続と並行して、共同で事務等移譲計画の認定を申請することができる。)

② 事務等移譲計画には、以下の事項を定める。

- ・移譲事務等を実施する特定広域連合等の名称
- ・移譲対象特定地方行政機関の名称
- ・特定広域連合等が移譲事務等を実施するためにその区域(特定広域連合にあっては、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域)内において設定する区域
- ・計画の目標
- ・特定広域連合等が移譲を受ける事務等を開始する日
- ・移譲事務等の実施体制に関する事項その他の移譲事務等の円滑かつ確実な実施のために必要な事項として内閣府令で定めるもの
- ・特定広域連合にあっては、移譲事務等と併せて実施しようとする特定広域連合を組織する地方公共団体の当該移譲事務等に関する事項その他の移譲事務等をより効果的かつ効率的に実施するために必要な事項

③ 内閣総理大臣は、以下の基準に適合すると認めるとときは、事務等移譲計画の認定をするものとする。

- ・事務等移譲基本方針に適合すること。
- ・移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- ・事務等移譲計画に定められた区域が、移譲対象特定地方行政機関の管轄区域又は当該管轄区域と3(1)の政令で定める区域の全部又は一部とを合わせた区域と一致すること。

④ 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、あらかじめ、移譲事務等について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該行政機関の長は、移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれることであることという基準に適合すると認められるときは、同意をするものとする。

⑤ 内閣総理大臣は、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施状況についての報告を、また、移譲事務等の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは移譲事務等の実施に関し必要な措置を講ずることを、それぞれ求めることができる。

⑥ 認定を受けた特定広域連合が解散したとき又は認定を受けた特定広域連合を組

織する都道府県の区域を合わせた区域が認定事務等移譲計画に定める移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包括しなくなったときは、認定は、その効力を失う。

- ⑦ 認定を受けた特定広域連合等が内閣総理大臣からの措置の要求に従わず、認定の取消し以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、その認定を取り消すことができる。
- ⑧ 認定が効力を失った場合及び認定を取り消した場合における認定を受けた特定広域連合等が行った移譲事務等に係る許可等の処分その他の行為についての経過措置、移譲事務等に従事している認定を受けた特定広域連合等の職員の国への引継ぎに関する措置、移譲事務等に関し認定を受けた特定広域連合等が有する権利及び義務の取扱いに関する措置その他の必要な措置については、あらかじめ、別に法律で定める。

## 7 事務等の移譲措置

- ① 特定広域連合等が、事務等移譲計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、  
3（2）の事務等については、特定広域連合等の長が行うこととする。
- ② 移譲事務等について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する大臣は、移譲事務等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、当該特定広域連合等の長が行うこととされる事務等のうち政令で定めるものに關し、政令で定めるところにより、必要な關与（同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議その他一定の行政目的を実現するため特定広域連合等に対して具体的かつ個別的に關わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）をいう。）をすることができる。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等は、内閣府令・主務省令で定めるところにより、毎年度、あらかじめ、關係する地方公共団体の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲事務等の実施に関する計画を作成し、当該年度の開始前に、移譲事務等について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

## 8 認定を受けた特定広域連合に関する特例等